

議案第 1 1 6 号 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について

それでは、議案第 1 1 6 号 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正内容は、「被保険者証の廃止に関連する規定の見直し」についてとなります。

2 ページをお願いします。

(1) 改正理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律に基づく個人番号カードと健康保険証の一体化により、令和 6 年 1 2 月 2 日に被保険者証が廃止となります。これに伴い、国民健康保険法の一部が改正されることから、大津市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

(2) 改正の趣旨は、個人番号カードと健康保険証の一体化により、被保険者証が廃止となり、現行の国民健康保険法第 9 条に定める被保険者証の交付及び返還にかかる規定が削除されることから、これに伴い条例を改正するものです。

(3) 改正の内容は、大津市国民健康保険条例第26条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものです。

(4) 施行期日は、令和6年12月2日です。

3ページは、今回の条例改正に係る部分の新旧対照表です。参考にしていただければと思います。

以上で、議案第116号 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。